

分割評価とは？

通常行う飼育管理等を怠った場合、分割評価事項に基づき、共済事故の原因による減収量から、この部分の減収量を差し引いて共済金を支払います。

●分割評価に該当する事項

1. 通常すべき飼育管理等を怠った場合

- ①温度・湿度・換気状況（気流）等が適切になされていない。
- ②環境浄化・飼育中の防疫（病原拡散防止）等が適切に行われていない。
- ③桑の栽培管理は、仕立法・収穫状況・施肥状況・除草状況等が適切に行われていない。

2. 共済責任期間外の災害による減収量が含まれている場合

- ①桑の発芽期前の被害や収繭後の被害は共済事故として取り扱いません。

3. 飼育途中で棄蚕した場合

- ①蚕児の病害等により、自己判断で棄蚕した。
- ※ただし、関係機関の指導に基づき、棄蚕した場合はこの限りではありません。
- ※棄蚕する前に必ず **NOSAI** へ連絡してください。

4. 損害の発生通知を怠った場合

5. その他、上記の項目以外について分割評価が必要となった場合

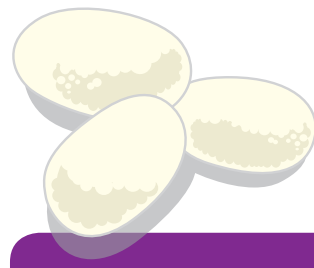
損害防止事業

NOSAI では、加入者の被害未然防止を目的に、薬剤等の配布を行っています。



桑園周辺の農薬散布にご注意ください！

近年の蚕繭共済の被害では、蚕が毒性のある薬剤が付着した桑葉を食べたことによる中毒症状と思われる事故が増えています。蚕への給桑期間中は、桑園近隣の畑での農薬散布に十分注意し、作業に当たっていただくよう周知をお願いいたします。被害が発生した場合は、事故の発生原因を関係機関の協力を得て調査をいたします。



こんなときは、**NOSAI** へ連絡をお願いします

- ◎桑園・蚕児等に被害が発生したとき。
- ◎加入申込書の記載内容に変更が生じたとき。



詳細はHPへ

蚕繭共済へのご加入にあたって

この説明書は、蚕繭共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAIで実施している農業保険事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAIおよび国で行っています。NOSAIと国は保険関係を結ぶことにより２段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け減収が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生のお知らせを怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAIが引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

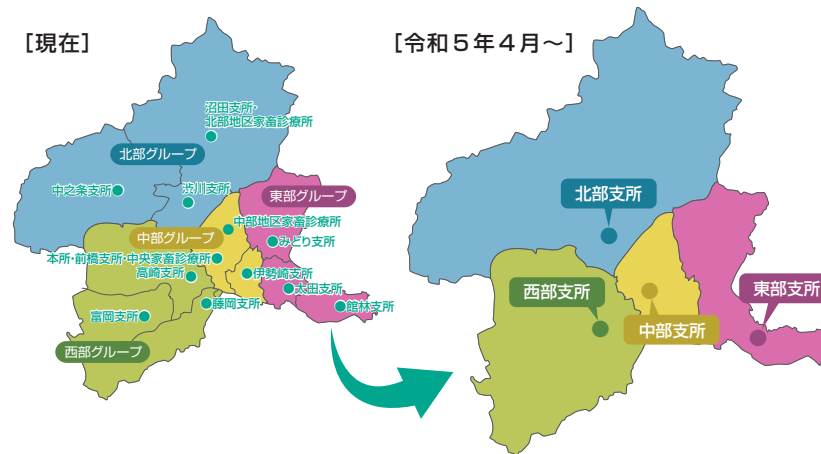
＜金融商品販売法に係る重要事項説明書＞

渋川支所・家畜診療所 移転のお知らせ（令和4年4月～）

渋川支所は隣接する敷地内（渋川市吹屋 370）の新事務所に移転します。また、家畜診療所（中央・中部・北部）も同事務所の２階に移転します。※渋川支所の TEL・FAX に変更はありません。家畜診療所お問い合わせ先：TEL 0279-26-9550 FAX 0279-26-9560

支所統合のお知らせ（令和5年4月～）

組合設立10年が経過しさらなる効率的業務運営を行うため、**令和5年4月**より、県内11支所を**4支所へ統合**することとなりました。支所機能の集約・拡充により、組合員の皆さまの期待にお応えできるよう、より一層のサービス向上を目指します。



お問い合わせ

中部グループ	西部グループ	北部グループ	東部グループ
前橋支所 TEL.027-254-2070 〔前橋市〕	高崎支所 TEL.027-344-2181 〔高崎市(吉井町を除く)・安中市〕	沼田支所 TEL.0278-23-5110 〔沼田市・利根郡〕	太田支所 TEL.0276-20-9199 〔太田市〕
伊勢崎支所 TEL.0270-62-9915 〔伊勢崎市・玉村町〕	藤岡支所 TEL.0274-24-3730 〔藤岡市・高崎市吉井町・多野郡〕	渋川支所 TEL.0279-26-2600 〔渋川市・北群馬郡〕	みどり支所 TEL.0277-76-9181 〔みどり市・桐生市〕
本所 TEL.027-251-5631	富岡支所 TEL.0274-62-2450 〔富岡市・甘楽郡〕	中之条支所 TEL.0279-75-2005 〔吾妻郡〕	館林支所 TEL.0276-75-3311 〔館林市・邑楽郡〕

(2022年)

蚕繭共済



ぐんまちゃん 2021-100337

群馬県 / 群馬県農業共済組合



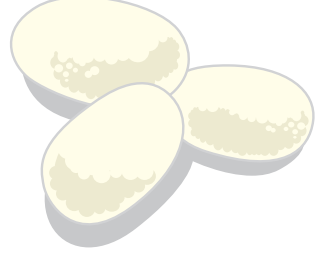
ノーサイくん

～農業保険への加入をおすすめします～

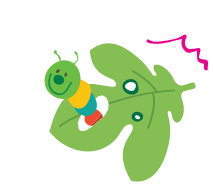
『蚕繭共済』は蚕の病害、虫害および鳥害、ならびに桑葉のひょう害、凍霜害等および病害等の不慮の災害等による損失を補てんできる制度です。また、青色申告を実施している方は、価格低下を始めとする、ほとんどのリスクを補てんできる『収入保険』に加入できます。安心・安全な経営のため、蚕繭共済または収入保険への加入をおすすめします。

加入できるのは？

春 蚕 繭	前 期	左の蚕期ごとに 0.25箱以上掃立する 農家が加入できます。 注) ただし、加入にあたっては飼育予定の全ての蚕期と、桑園についても、蚕期ごとに使用を予定している桑園に加入していただきます。
	後 期	
初秋蚕繭	夏 蚕 期	
	初 秋 蚕 期	
晩秋蚕繭	晩 秋 蚕 期	
	晩晩秋蚕期	



どんな災害が対象になるの？

蚕 児				
	病 害	虫・鳥害	風水害	火 災
地震・噴火による災害および獣害が対象となります。				
桑 葉				
	ひょう害	凍霜害	病 害	虫 害
風水害・干害・冷害等気象上の原因による災害および火災、獣害が対象となります。 ※桑葉に災害を受けても収穫量が減少しない場合、対象外となります。				

補償期間はどれくらい？

蚕期ごとに使用する桑の発芽期から収穫するまでです。

※収穫は、繭を蔭から取り外し、毛羽取りおよび選繭するまでです。

どれくらい補償してくれるの？

共済金額（補償額）は、選択した1kg当たり共済金額と補償割合に応じて計算されます。

1kg当たり共済金額と補償割合は蚕期ごとに選択できます。

$$\begin{aligned} \text{共 済 金 額 (補 償 額)} &= 1 \text{ kg 当 たり 共 済 金 額 } \times \text{ 引 受 収 量 } \\ \text{引 受 収 量} &= \text{ 基 準 収 繭 量 } \times \text{ 補 償 割 合 } \end{aligned}$$

- 1kg当たり共済金額…農家手取り価格などを基に、農林水産大臣が定めた金額です。種繭・糸繭ともに5つの1kg当たり共済金額より選択できます。
- 補償割合…8割・7割・6割より選択できます。
- 基準収繭量…過去一定年間の1箱当たり収繭量に基づいた収繭量です。

例 基準収繭量100kgで、1kg当たり共済金額2,490円および補償割合8割を選択した場合

$$\begin{aligned} \text{共 済 金 額 (補 償 額)} &= 1 \text{ kg 当 たり 共 済 金 額 } \times \text{ 引 受 収 量 } \\ 199,200 \text{ 円} &= 2,490 \text{ 円 } \times 80 \text{ kg} \\ \text{引 受 収 量} &= \text{ 基 準 収 繭 量 } \times \text{ 補 償 割 合 } \\ 80 \text{ kg} &= 100 \text{ kg } \times 8 \text{ 割 } \end{aligned}$$

掛金はどれくらい？

共済掛金は、掛金総額の半額を国が負担します。

なお、掛金率は農家ごとに過去の被害率を基に設定します。

$$\begin{aligned} \text{掛 金 総 額} &= \text{共 済 金 額 (補 償 額)} \times \text{ 掛 金 率 } \\ \text{国 庫 負 担 掛 金} &= \text{掛 金 総 額 } \times 50 \% \\ \text{農 家 負 担 掛 金} &= \text{掛 金 総 額 } - \text{国 庫 負 担 掛 金} \end{aligned}$$

基準収繭量100kgの場合の平均的な農家負担掛金は、約389円です。

被害が発生したら？

NOSAIへ連絡してください。農家の被害申告に基づき、損害評価を行います。

- 損害評価は、「桑園被害調査」、「蚕児調査」、「上蔭期調査」、「出荷量調査」を行います。



※共済事故の確認および各調査が行えない場合や、出荷後の被害申告は共済事故の対象とすることができません。

共済金の計算は？

共済事故により、共済金支払が開始される損害割合以上の減収に対し共済金を支払います。

$$\begin{aligned} \text{共 済 金} &= 1 \text{ kg 当 たり 共 済 金 額 } \times \text{ 共 済 減 収 量 } \\ \text{共 済 減 収 量} &= \text{ 基 準 収 繭 量 } - \text{ 出 荷 数 量 } - \text{ 基 準 収 繭 量 の 2 割 } \sim 4 \text{ 割 } \end{aligned}$$

※基準収繭量の2割～4割とは、選択した補償割合により異なります。
補償割合を8割選択した場合は基準収繭量の2割、補償割合を7割選択した場合は基準収繭量の3割、補償割合を6割選択した場合は基準収繭量の4割となります。

- 共済金は蚕期ごとに算出し、蚕繭ごとに支払います。
- 飼育管理状況等を調査した結果、共済金を減額することがあります。（分割評価）

例 基準収繭量100kg、出荷数量50kgで、1kg当たり共済金額2,490円および補償割合8割を選択した場合

$$\begin{aligned} \text{共 済 金} &= 1 \text{ kg 当 たり 共 済 金 額 } \times \text{ 共 済 減 収 量 } \\ 74,700 \text{ 円} &= 2,490 \text{ 円 } \times 30 \text{ kg} \\ \text{共 済 減 収 量} &= \text{ 基 準 収 繭 量 } - \text{ 出 荷 数 量 } - \text{ 基 準 収 繭 量 の 2 割 } \\ 30 \text{ kg} &= 100 \text{ kg } - 50 \text{ kg } - 20 \text{ kg} \end{aligned}$$